

給水装置工事施行基準の改定について

(概 要 版)

～令和2年4月1日 適用～

【変更概要】

- ◆今後、市として水道用高密度ポリエチレン管（HPPE）を推進していく方針に合わせて使用材料の記載事項を変更した。
- ◆受水槽給水方式を採用した小規模物件（戸建住宅等）の引込給水管口径及びメーター口径の選定基準を緩和した。
- ◆直圧基準として「親子メーター設置型」を新たに明記した。
- ◆口径13mm～40mmのメーター装置下流側に伸縮可とう継手を使用することとした。
- ◆硬質塩化ビニルライニング鋼管の使用を限定するような記述を削除した。
- ◆受水槽以下装置のメーター選定基準を直結直圧給水方式に準じることとした。

【変更点】

◇2.2.2 認証の対象となる給水用具等（P.9）

「表2.2-1 標準使用材料一覧表」に水道用高密度ポリエチレン管を新たに明記した。

◇3.4 給水管口径の決定（P.20）

「給水管口径は、原則としてメーター口径と同口径とし、メーター口径より2サイズ以上大きい給水管は布設替えを行うこと。」を新たに明記した。

◇3.4.2 給水管の管径均等数（P.21）

「主管径」と訂正。

◇3.4.4 口径決定のフロー（P.22）

「なお、配水管等から受水槽までの給水管は、口径25mmを最小口径とする。」を削除した。

補足：受水槽給水方式を採用した小規模物件（戸建住宅等）の引込給水管口径及びメーター口径の選定基準を緩和するもの。

◇3.4.5 口径等の決定（P. 23）

「1 引込給水管の口径は、・・引込給水管口径 13 mmの新設は認めない。」を新たに明記した。

「2 受水槽給水方式の最小引込給水管は、口径 25mm とする。」を削除した。

◇3.4.7 メーター口径の決定（P. 32・33）

「原則として引込給水管と同口径とするが、」を削除した。

補足：上記内容は「3.4 給水管口径の決定」に記載し、削除した。

「3 集合住宅等の受水槽給水方式の直結直圧メーターは、口径 20mm 以上で使用水量が表 3.4-9「メーター適正流量範囲表」に定める各許容最大流量を超えない範囲で決定する。」

補足：給水装置工事施行基準（2016）「受水槽給水方式の直結直圧メーターは、口径 25 mm以上」を廃止し、改定。受水槽給水方式の直結直圧メーター口径は計画使用水量とメーター適正流量範囲表等により決定する。

◇3.4.8 直圧基準（P. 34）

「2 複数のメーターを設置する直結直圧給水方式においては、各メーターの設置について、並列設置型または親子メーター設置型どちらかの形態とすること。」

補足：集合住宅への直結直圧給水方式の導入拡大を図る為、親子メーター設置型を新たに明記した。

「5 集合住宅等の 3・4・5 階への立ち上がり管は、水道用高密度ポリエチレン管 (HPPE) 等の耐震性のある管材を使用することが望ましい。」

補足：給水装置工事施行基準（2016）「3・4・5 階への立ち上がり管は、硬質塩化ビニルライニング鋼管 (VLGP) 等を使用すること。」を廃止し、改定。

「6 戸建て住宅を除く、立ち上がり管を有する配管頂部には、停滞する空気を排出する機能と、断水時等における負圧解消のための吸気機能を併せ持った吸

排気弁を設置すること。

ただし、メーターが建物の外にあり、かつ立ち上がり管が独立している場合は、吸排気弁の設置を省略することができる。」を新たに明記した。

◇3.5.1 給水管の使用区分（P.37）

「表 3.5-1 給水管の使用材料と使用区分」に水道用高密度ポリエチレン管（HPPE）を新たに明記した。また、「3.8.3 メーター両端の構造」の記載事項変更に伴い使用区分の一部を変更した。

補足：水道用高密度ポリエチレン管（HPPE）の使用を促す為、表中に新たに明記した。これにより、公道部及び直圧メーター一次側配管の引込給水管材料として水道用高密度ポリエチレン管も使用可能となるが、使用の際は事前に芦屋市上下水道部水道業務課と協議を行うこと。

◇3.5.3 分岐の方法（P.38）

「表 3.5-2 分岐材料表」の内、口径 40 mmの耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）及びポリエチレン管（PEP）からの分岐材料については、口径 30 mm以上をチーズ分岐とし、分岐口径 25 mm以下をサドル付分水栓分岐とした。

◇3.8.3 メーター両端の構造（P.51・52）

「1 口径 13mm・20mm・25mm・40mm のメーター装置はメーター装置下流側を伸縮可とう継手により接合すること。」を新たに明記した。

補足：給水装置工事申請については、2020 年（令和 2 年度）4 月 1 日以降の申請受付日より適用し、メーター装置下流側の接続継手に伸縮可とう継手を使用すること。

「2 口径 50mm 以上のメーター装置前後の給水管は、水道用高密度ポリエチレン管や硬質塩化ビニルライニング鋼管または同等以上の管材を 1 m使用すること。ただし、バイパス管付メーター装置を使用する場合はメーター装置前後の給水管を耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管とすることができる。」とした。

「3 バイパス管付メーター装置を使用する場合は、設置箇所の転圧を十分に行い、前後配管によりたわみが生じないように使用材料（伸縮可とう継手等）を選定し、施工すること。」とした。

補足：バイパス管付メーター装置の設置に際して、配管にたわみ（曲げモーメント）が生じた結果、バイパス管付メーター装置に V 字の隙間ができ、水道メーターが正常に取り付けられなかった事故事例の報告があり、施工に際しては注意すること。

「4 口径 50mm のメーターを設置する場合は、メーターとハンドル式仕切弁を直結し、メーターボックス内のメーター上流側にハンドル付仕切弁を配置すること。

また、メーター下流側のメーターボックス外にハンドル式仕切弁を設置すること。」とした。

「7 流量調整弁は、メーター下流側直近の他、受水槽室等、維持管理が容易にできる場所に設置することができる。」を新たに明記した。

◇図 3.8-7 口径 50 mmメーター装置図 (P. 53)

「図 3.8-8 口径 50 mmメーター装置図」の掲載ページを変更した。

補足：他ページに準じて小口径→大口径の並びになるよう図の掲載ページを変更した。

◇3.11.1 図面作成 (P. 58・59)

「表 3.11-1 管種別記号」の内、HPPE の管種名称を水道用高密度ポリエチレン管に変更した。

補足：HPPE の管種名称をより浸透している名称に変更した。

「表 3.11-2 配管識別の表示記号とその色分け」に雨水管を追加した。

◇図 3-3-1 給水管分岐配管 (P. 69)

「図 3-3-1 給水分岐配管 (例)」に水道用高密度ポリエチレン管を追加した。

補足：水道用高密度ポリエチレン管の使用を促す為、図表記を変更した。公道部及び直圧メーター一次側配管の引込給水管材料として水道用高密度ポリエチレン管も使用可能となるが、使用の際は事前に芦屋市上下水道部水道業務課と協議を行うこと。

◇2.2 受水槽 (P. 83)

「1 受水槽の材質は、・・上記以外の材質を使用する場合は、同等以上の材質とし、管理者の承認を得ること。」を新たに明記した。

◇表 2.2-1 受水槽標準構造図（断面）（P. 85）

「異常低水位，空転防止，給水開始水位の数値基準」を削除した。

補足：異常低水位，空転防止，給水開始水位の数値基準を削除した。審査については，電極の並びについて確認を行う。

◇表 3.2 越流管（P. 86）

「3 越流管の口径は，原則給水管口径の2倍以上とすること。」とした。

補足：給水管口径が大口径となった場合，2倍以上の口径で越流管を設置すると過大な口径設定となる場合がある為，協議により調整可能とする。

◇3.8 非常用給水栓（P. 87）

「2 大規模災害等発生時の断水に備え，受水槽本体等に非常用応急給水栓を設置すること。」と設置を義務化した。

補足：各受水槽物件にて，災害時に受水槽の水を応急的に利用できるよう，水栓設置を義務化した。尚，給水装置工事申請については，2020年（令和2年度）4月1日以降の申請受付分より適用し，設置すること。

◇4.1 配管設備（P. 89）

「1 圧送主管，揚水管，下り給水主管の管種は，耐震性及び耐久性に優れた管材料を使用することが望ましい。」とした。

補足：硬質塩化ビニルライニング鋼管の使用を限定するような記述を削除した。

「3 加圧給水ポンプ方式には，各配管最高末端部に自動エア抜き弁または吸排気弁を設置すること。」とした。

「4 メーター（下流側）の給水管種は，水道用高密度ポリエチレン管や硬質塩化ビニルライニング鋼管，耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管等を使用すること。」とした。

補足：硬質塩化ビニルライニング鋼管の使用を限定するような記述を削除した。

◇4.3 受水槽以下装置のメーター（P. 89）

「1 メーターの口径は，直結直圧給水方式に準じる。ただし，一般住戸のメーターについては，口径20mm以上で使用水量が表3.4-9「メーター適正流量範囲表」に

定める各許容最大流量を超えない範囲で決定する。」

補足：受水槽以下装置の水道メーター口径は直結直圧給水方式に準じることとする。

◇4.3.2 メーターの設置 (P. 89)

「1 メーターは、・・・ただし、図 4.3-2 とする場合は、露出配管を水道用高密度ポリエチレン管等のメーター期満取替時に支障を及ぼさない管材を使用し、たわみ、振れ等を防ぐための措置を講じること。」を追加した。

◇図 4.3.1 メーター設置標準図 (1) 及び図 4.3.2 メーター設置標準図 (2) (P. 91・92)

管種の表記を「VLGP」から「HPPE」に変更した。

補足：水道用高密度ポリエチレン管の使用を促す為、図中の記載を変更した。